

霊園納骨堂(浦添市字前田真和志堂 1232 番地)の使用規程

1978 年 1 月 29 日 施行

1988 年 11 月 27 日 変更



(使用権者)

第 1 条 納骨堂の使用は原則としてキリスト教信徒とする。

但し、上信徒の家族であって、本霊園運営委員会の承諾を受けた者は、その限りではない。

第 2 条 本納骨における祭祀はキリスト教の教義に従うものとする。

(使用面積)

第 3 条 納骨堂使用権利金を納入した者には納骨室 1 柙(間口 45cm 奥行 90cm)が与えられる。

(使用権利料及び納入方法)

第 4 条 使用権利料は、納骨室 1 柙につき 200,000 円とする。なお、解約の際返金しないものとする。

第 5 条 使用権利料の納入は予約時に半額、納骨時に半額を支払うものとする。

第6条 使用権利料を納入した者には指定の鍵が与えられる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 納骨堂使用権は譲渡することができない。

(契約及び解約)

第8条 使用申し込及び解約は所定の契約、解約の申込書を日本基督教団沖縄教区事務所に提出するものとする。